



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 128/2021年8月号

発行日：2021年8月30日

先日、東京オリンピックが閉幕しました。過去最多のメダルを獲得し、新競技種目を中心に若手選手の活躍が目立ちました。数々のドラマティックなシーンがあった東京オリンピックの感動を励みとし頑張ってもらいましょう。

I. 最新情報（2021年7月1日～2021年7月31日）

1. 業種別委員会

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 7月2日	公開 草案	「専門業務実務指針「資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」（公開草案）の公表について	改正資金決済法が2021年5月1日に施行され、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営む資金移動業者（第三種資金移動業者）については、利用者資金の保全方法として、自己の財産と分別した預貯金での管理が認められるとともに、その場合には、預貯金等管理方法による管理の状況に関して、公認会計士等による外部監査が義務付けられることとなりました。これを受けて、日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該外部監査を合意された手続業務により実施する場合の実務指針の検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限終了

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 7月30日	意見	IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」に対する意見について	2021年1月28日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「規制資産及び規制負債」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に	-

			対するコメントを取りまとめ、2021年7月20日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2021年 7月30日	意見	IFRS 財団 市中協議文書「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」に対するコメントについて	2021年4月30日にIFRS 財団評議員会から市中協議文書「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、当該市中協議文書に対するコメントを取りまとめ、2021年7月29日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	-

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし。

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし。

6. その他（会計制度委員会等）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 7月12日	翻訳 完了	国際監査基準 600（改訂）公開 草案等の翻訳の公 表について	国際監査・保証基準審議会（IAASB）から2020年4月27日に公表された下記の公開草案の翻訳を公表いたします。 公開草案 国際監査基準 600（改訂）「グループ財務諸表監査における特別な考慮事項（構成単位の監査人の作業を含む。）」及び他の国際監査基準の適合修正案」（原題：Proposed International Standard on Auditing 600 (Revised) Special Considerations—Audits of Group Financial Statements (Including the Work of Component Auditors) and Proposed Conforming and Consequential Amendments	-

			to Other ISAs)	
2021年 7月13日	翻訳 完了	報酬及び非保証業務に関する IESBA 倫理規程の翻訳の公表について	国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) から 2021 年 4 月 28 日付けで公表された以下の倫理規程の翻訳を公表いたします。 報酬に関する IESBA 倫理規程の改訂 (原題: Revisions to the Fee-related Provisions of the Code) 非保証業務に関する IESBA 倫理規程の改訂 (原題: Revisions to the Non-Assurance Services Provisions of the Code)	-
2021年 7月16日	周知	監査基準委員会報告書 810「要約財務諸表に関する報告業務」の改正について	日本公認会計士協会 (監査基準委員会) では、2021 年 6 月 10 日の常務理事会の承認を受け、同日付けで「監査基準委員会報告書 810「要約財務諸表に関する報告業務」の改正を公表しましたのでお知らせいたします。今回の改正は 2018 年 7 月 5 日付け及び 2020 年 11 月 7 日付けの監査基準の改訂並びに監査報告に関する国際監査基準 (ISA) の改訂を受けた監査基準委員会報告書 700、同 701、同 705、同 706、同 720 の改正に対応したものです。	-
2021年 7月26日	公開 草案	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」等及び 監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」の改正について (公開草案)	日本公認会計士協会では、2021 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正並びに 2021 年 5 月 20 日に金融庁から公表された「公認会計士法施行規則 (案)」、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 (案)」及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 (案)」を受けて、関連する以下の公表物について所要の検討を行ってまいりました。このたび、ある程度の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限終了
2021年 7月26日	公開 草案	「デジタル社会の形成を図るための	日本公認会計士協会では、2021 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法	意見募集期限 2021 年 8 月

		関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」の改正について（公開草案）	律」における公認会計士法の改正並びに 2021 年5月 20 日に金融庁から公表された「公認会計士法施行規則（案）」、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（案）」及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（案）」を受けて、監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」について所要の検討を行ってまいりました。 このたび見直しを終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	26 日
--	--	---	--	------

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ インボイス制度について

1. インボイス制度とは

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始されます。

2. インボイス制度の概要

適格請求書（インボイス）は、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

①売手の義務

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならず、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

②買手の義務

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

③適格請求書（インボイス）の記載事項

- ・適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ・取引年月日
- ・取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

- ・税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ・税率ごとに区分した消費税額等
- ・書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

④適格請求書（インボイス）の交付義務が免除される場合

- ・公共交通機関（3万円未満）
- ・出荷者の卸売市場における生鮮食料品等の譲渡
- ・生産者の農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うもの）
- ・自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満）
- ・郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたもの）

⑤免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

3. 免税事業者への影響

免税事業者が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書の提出に加えて、課税事業者となる必要があります。インボイス制度の導入によって益税が抑制されることから、免税事業者に大きな影響が与えられることが想定されます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703